

## 年休裁判結審！

2017年11月28日、大谷川さんが大阪地裁に提訴した年休裁判は、昨年12月27日に原告・被告双方の証人尋問を終えて2月27日結審となります。

この裁判において、すべての予備者の勤務が勤務日5日前まで指定されないという不当性についても原告訴状や準備書面で展開してきました。その結果、前月25日に指定されるという大きな成果をあげることができました。

年休失効については会社が準備書面や証人尋問で、どのように弁明しようとも、原告の大谷川さんをはじめ多くの組合員や乗務員が年休を取得できず、年休失効に至ったという事実を覆すことはできません。

### 結 審

2月27日 13時 15分

大阪地裁809号法廷

最大限結集しよう！！